



平成 25 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社アークス
代表者名 代表取締役社長 横 山 清
(コード：9948 東証第一部、札幌)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
管理部門・コーポレート部門管掌
古 川 公 一
(TEL. 011-530-1000)

公正取引委員会からの当社子会社（株式会社ラルズ）に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社である株式会社ラルズは、独占禁止法に違反する行為を行っている疑いがあるとして、平成 24 年 1 月 17 日に公正取引委員会の立入検査を受け、その後引き続き行われた同委員会の調査にも全面的に協力すると共に、平成 24 年 1 月 18 日に「公正取引推進委員会」を立ち上げ、公正取引に関する指針の作成、社内及びお取引先等への周知徹底に努めてまいりました。

本日、株式会社ラルズは、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社及び株式会社ラルズといたしましては、命令を受けた事実を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

本件につきましては、お客様をはじめ、株主の皆様、関係者の皆様にご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号（優越的地位の濫用）に該当し同法第 19 条の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為がとりやめられていることを確認すること、納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針を改定すること、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 : 12 億 8,713 万円
納期限 : 平成 25 年 10 月 4 日

3. 今後の対応について

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を慎重に検討の上、対応を決定する予定です。

4. 業績への影響について

平成 26 年 2 月期第 2 四半期において、上記課徴金の額を特別損失に計上する予定ですが、業績予想につきましては、平成 25 年 6 月 11 日に公表いたしました「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、修正済であります。よって、本日の命令が平成 25 年 6 月 11 日公表の当社平成 26 年 2 月期連結業績予想に与える影響はありません。

以上